

在宅子育て支援金



町では、子どもを安心して産み、家庭で育てられる保育環境づくりをサポートするため、保育園等を利用せず在宅育児している世帯に「在宅子育て支援金」を支給しています。

1 対象者（主な要件）

- ① 生後7か月から3歳未満のお子様がいる方
- ② 育児休業給付金などの収入が月額5万円以下の方
- ③ 保護者、幼児共に町に住所を有し居住している方
- ④ 町税等を滞納していない方

2 支援金の額

- ① 一世帯につき月額1万円
- ② 個人又は家族と事業を営んでいる方は月額5万円

※②は在宅子育てにより事業を休業し、一定の減収が確認された人が対象となります。

3 申請方法

こども教育課の窓口で配布している「在宅子育て支援金支給申請書」に必要項目を記入して提出してください。

※申請書は町のHPからもダウンロードできます。下記QRコードからアクセスください。

支給が決定した場合、4月～9月分と10月～翌年3月分をそれぞれご指定の口座に振り込みます。

※金融機関によって振り込み日が異なります。

詳しくはお問い合わせください。



↑町ホームページ

問合先 葛巻町役場こども教育課幼児教育係
〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1
TEL：0195-66-2111(内線222)
FAX：0195-66-4389
E-mail：kuzumaki0908@town.kuzumaki.lg.jp



在宅子育て支援金支給要綱（抜粋）

令和5年8月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して産み家庭で育てることができる多様な保育環境をつくることを目的に、保育施設等を利用せずに乳幼児を在宅で子育てする保護者に対し、在宅子育て支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関して、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)対象乳幼児 月齢7月以上3歳未満の乳幼児
- (2)保護者 児童福祉法第6条に規定する者
- (3)保育施設等 「保育所」「認定こども園」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」「認可外保育施設」「幼稚園」をいう。
- (4)在宅育児期間 保護者が対象乳幼児を保育施設等に預けず、在宅で子育てを行う期間をいう。

（支給の要件）

第3条 支援金は、対象乳幼児及び保護者のいずれもが葛巻町に住所を有しかつ居住しており、保育施設等を利用せずに在宅で育児を行う場合で、次に掲げる全ての要件を満たす保護者（以下「支給対象者」という。）に支給する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1)在宅育児期間において、収入（育児休業給付金等を含む。）の額が月額5万円以下であること
- (2)保護者の属する世帯において町に納付すべき税金又は使用料又は負担金等を滞納していないこと
- (3)保護者の属する世帯において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと
- (4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、支給対象者一世帯につき月額1万円とする。ただし、支給対象者が個人で又その家族と事業を営んでいる場合については、一世帯につき月額5万円とする。

（支給の申請）

第5条 支給対象者が支援金の支給を受けようとするときは、当該年度ごとに在宅子育て支援金支給申請書（様式第1号）により、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

（支給の審査及び決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは支給要件の審査を行い、在宅子育て支援金支給決定・却下通知書（様式第2号）により支給の可否について、申請者に通知する。

（支給要件の調査）

第7条 町長は、支援金の支給を決定するために必要があるときは、支給要件の審査に必要な範囲において、支給対象者の要件について調査し、支給対象者に必要な書面の提出（以下「調査等」という。）を求めることができる。支給の決定を受けた後においても同様とする。

- 2 支給対象者は、前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。
- 3 町長は、支給対象者が調査等を拒んだことにより、支給要件の審査が困難なときは、支援金の支給決定を行わない。

（支援金の支給）

第8条 支援金の支給期間は、対象乳幼児の在宅育児期間とする。

- 2 支援金は、対象となった当該月分から支給することとし、毎年度4月分から9月分を上半期、10月分から3月分までを下半期としてそれぞれ支給する。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。